あさぎり町
公共施設等総合管理計画
（概要版）

熊本県　あさぎり町
平成２９年３月

公共施設等総合管理計画の目的

これまで、我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきました。その当時に建設された公共施設の多くが老朽化し、大規模改修や建替えが必要となっています。

我が国の経済は緩やかな回復基調となっていますが、公債残高は、主要先進国の中でも最悪の水準にあり、財政は危機的状況にあります。また今後、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

本町においても、厳しい財政状況が続いており、公共施設の老朽化は大きな問題となっています。限られた財源の中で、老朽化した公共施設等の建替えや改修にかかる費用をどのように捻出するか、少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化にいかに対応するかが課題となっています。

今後は、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。

このような状況の下、国においては「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、地方に対しても、行動計画である公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

本町においても、次世代に負担を残さないため、公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、今後の施設の維持管理について基本的な方針を示す「公共施設等総合管理計画」を策定することとします。

まちの状況

（１）人口の動向と将来予測

本町の人口は、昭和 60 年以降減少しており、平成 42 年までの推計においても減少することが予測されています。年齢区分ごとにみると、老年人口は平成 32 年まで増加した後、減少に転じていますが、年少人口と生産年齢人口は、減少を続けています。特に、生産年齢人口は平成 17 年に 1 万人を割り込み、平成 32 年には 7,495 人とピーク時（昭和 30 年、13,535 人）の半分程度になると推測されています。

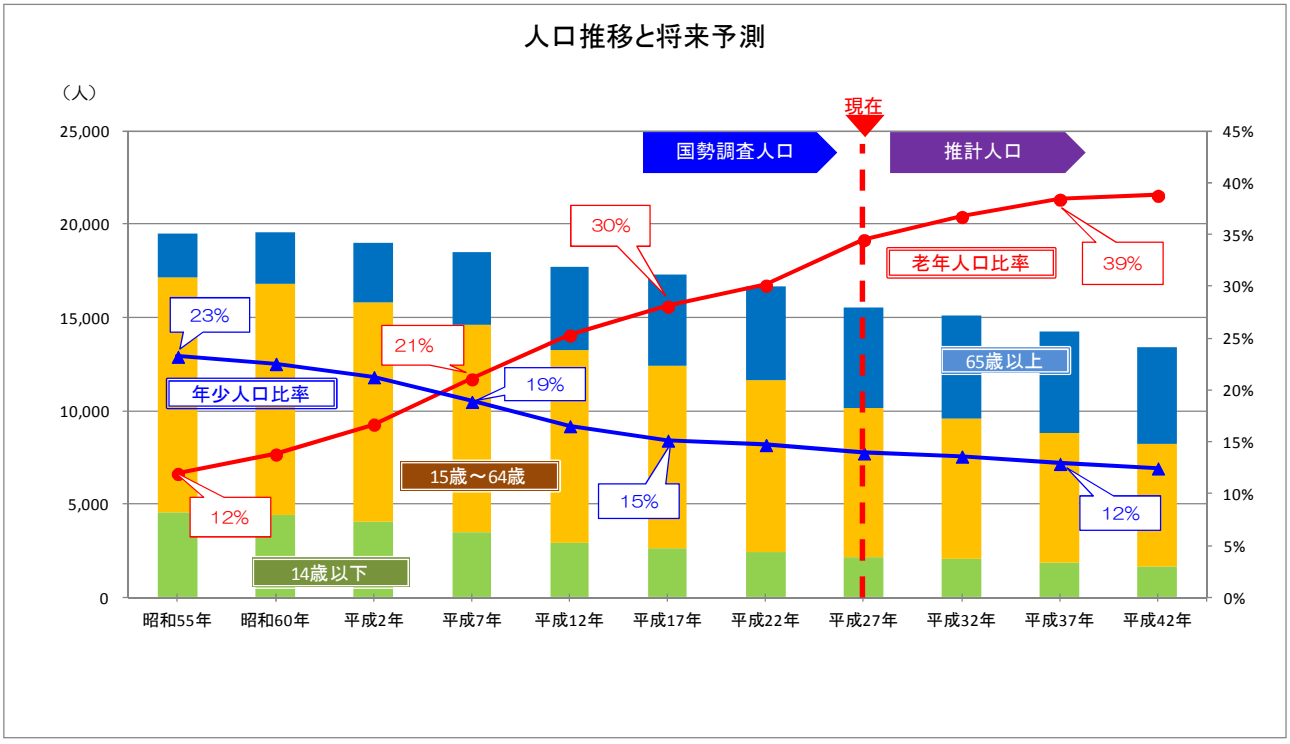

（単位：人）

年		0～14歳（年少人口）	年少人口率	15～64歳（生産年齢人	65歳以上（老年人口）	老年人口率	総人口
昭和55年	1980年	4,544	23%	12,646	2,334	12%	19,524
昭和60年	1985年	4,409	23%	12,425	2,701	14%	19,535
平成2年	1990年	4,039	21%	11,759	3,170	17%	18,968
平成7年	1995年	3,503	19%	11,123	3,907	21%	18,533
平成12年	2000年	2,939	17%	10,319	4,493	25%	17,751
平成17年	2005年	2,624	15%	9,816	4,860	28%	17,300
平成22年	2010年	2,451	15%	9,173	5,011	30%	16,635
平成27年	2015年	2,165	14%	7,995	5,358	35%	15,523
平成32年	2020年	2,058	14%	7,495	5,550	37%	15,103
平成37年	2025年	1,844	13%	6,939	5,480	38%	14,262
平成42年	2030年	1,678	12%	6,543	5,211	39%	13,432

（資料：国立社会保障・人口問題研究所）

（２）旧町村別人口

本町の人口推移を５つの旧町村ごとにみると、全てにおいて減少傾向にあることが分かります。下落率の最も大きい岡原村では、昭和 55 年（1980 年）と平成 27 年（2015 年）の人口を比べると、73%となっています。

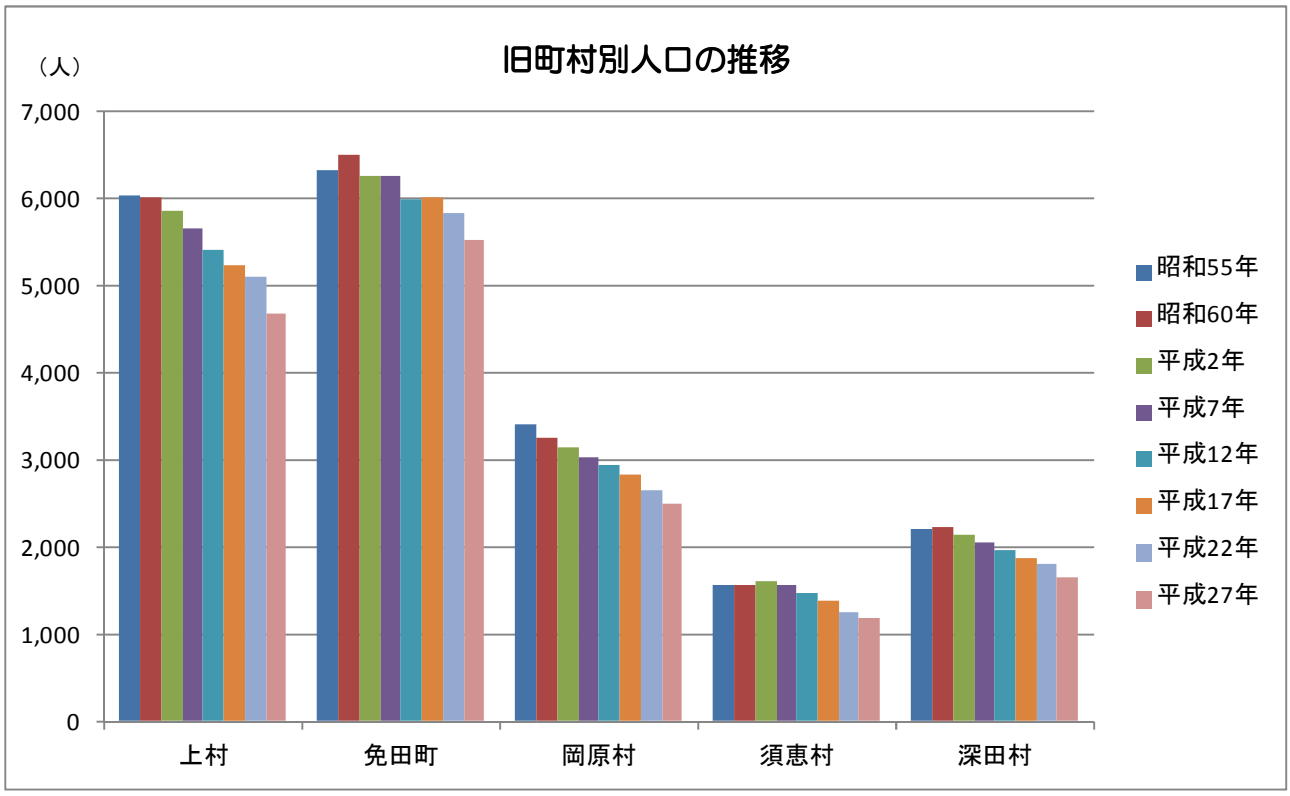

（単位：人）

年		上村	免田町	岡原村	須恵村	深田村	総数
昭和55年	1980年	6,037	6,317	3,405	1,562	2,203	19,524
昭和60年	1985年	6,006	6,489	3,239	1,568	2,233	19,535
平成2年	1985年	5,849	6,261	3,131	1,594	2,133	18,968
平成7年	1990年	5,655	6,248	3,025	1,559	2,046	18,533
平成12年	1995年	5,404	5,991	2,935	1,471	1,950	17,751
平成17年	2005年	5,218	6,012	2,821	1,372	1,877	17,300
平成22年	2010年	5,093	5,834	2,656	1,246	1,809	16,638
平成27年	2015年	4,667	5,519	2,504	1,182	1,651	15,523

（資料：国勢調査）

４　財政状況

（１）歳入歳出の推移

【歳入】

過去６年における歳入の推移をみると総額では減少傾向にあります。歳入のうち、町税や使用料など町が自前で調達できる財源（自主財源）の割合は全体の 21.6%となっています。残りは、地方交付税や国・県支出金、地方債（依存財源）であるため、国・県への財源依存度が高いことが分かります。

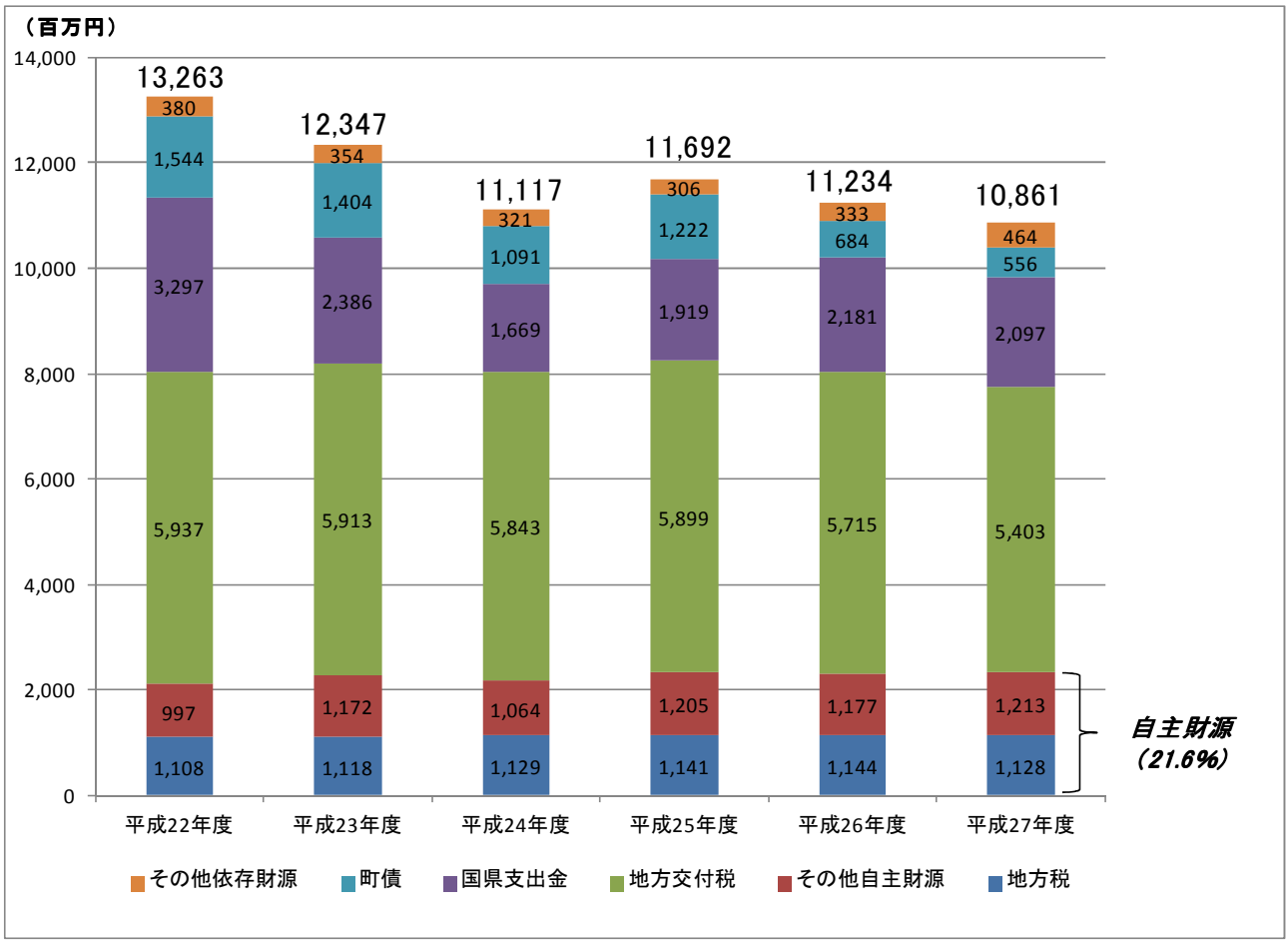

【歳出】

過去６年における歳出の推移をみると総額では減少傾向にあります。内訳をみると、扶助費は増加し、積立金、普通建設事業費は減少しています。義務的経費（人件費、公債費及び扶助費）の割合をみると、平成 22 年度の 39.4%から平成 27 年度には 49.8%まで上昇しています。今後は、高齢化や子育て支援により扶助費が増加するとともに、公共施設の更新等で普通建設事業費が増加することが予想されます。

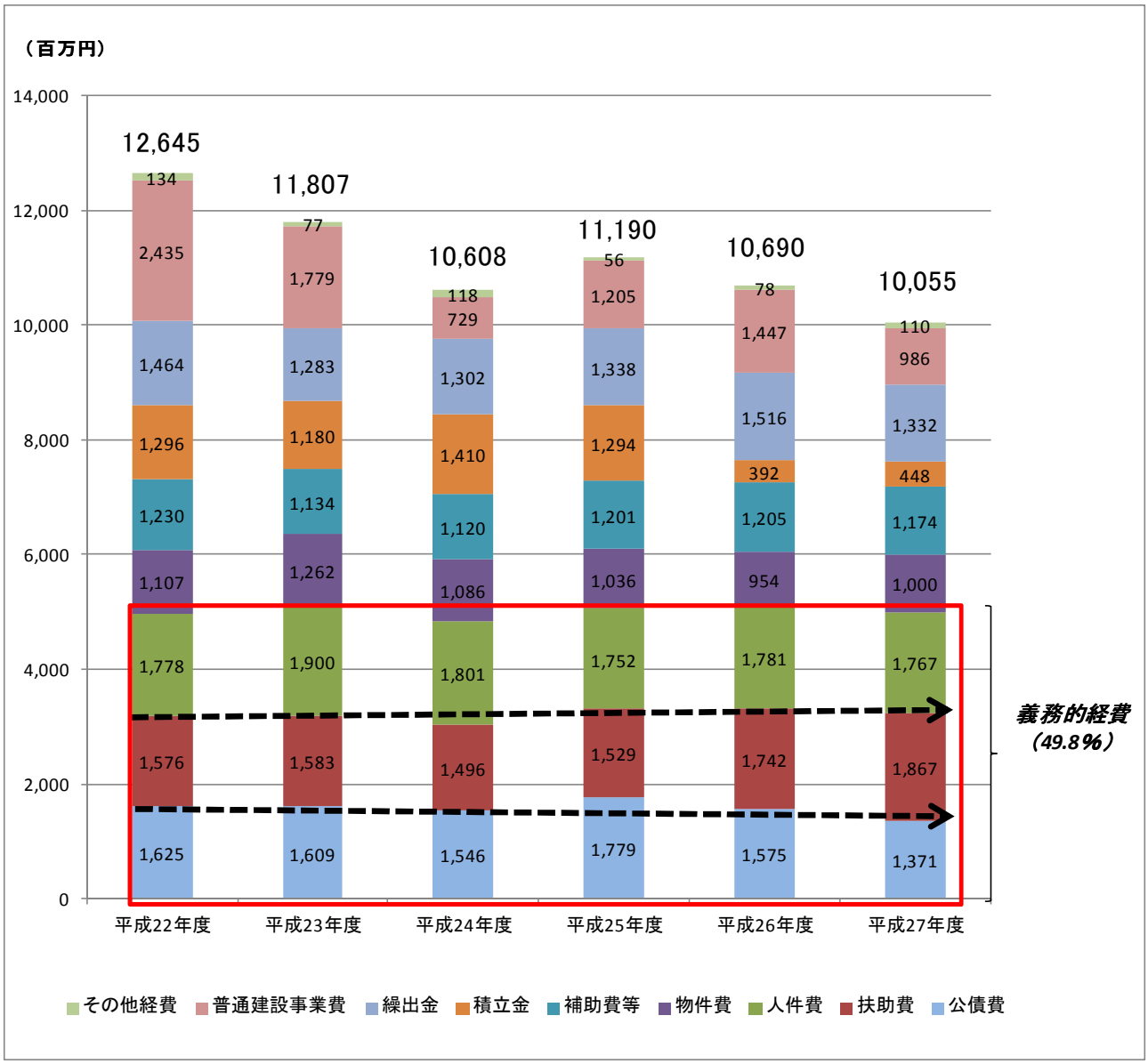

対象施設

本計画では町が所有するすべての施設を対象とし、建築系公共施設（公共の建物）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の３つに分類し整理します。さらに建築系公共施設は機能別に９に分類し、土木系公共施設は、道路（橋りょう、農道・林道含む）、企業会計施設は、上水道、下水道に分類し整理します。

なお、施設のデータは平成 27 年３月現在で作成しています。

対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建築系公共施設	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	学校給食センター
	市民文化系施設	集会施設	集会所･公民館、コミュニティーセンター等
		文化施設	文化ホール
	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	体育館、グラウンド等
		レクリエーション施設・観光施設	物産館、キャンプ場等
	産業系施設	産業系施設	農産物加工施設、畜産センター等
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者コミュニティセンター
		保健施設	保健センター等
		その他社会福祉施設	ふれあい福祉センター等
	行政系施設	庁舎等	町役場、支所等
		消防施設	消防詰所、ポンプ格納庫
	町営住宅	町営住宅	町営住宅等
	公園	公園	管理棟・倉庫・便所等
	その他	その他	駅舎、職員住宅、その他建築物等
土木系公共施設	道路	道路	一級、二級、その他町道
		橋りょう	PC 橋・RC 橋・鋼橋等
		農道・林道	農道・林道
企業会計施設	上水道施設	上水道・簡易水道施設	管路、配水場、浄水場等
	下水道施設	下水道施設	管路、ポンプ場・下水処理場等

施設の現状

建物系公共施設の建築年別の面積をみると、昭和５６年（１９８１年）の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の４３．５%を占めています。また、学校教育施設の建設が昭和４８年（１９７３年）から昭和５７年（１９８２年）の１０年間に集中していることや、平成１５年（２００３年）の合併前にも様々な用途の施設が建設されていることが分かります。延べ床面積でみると、学校施設が最も多く、２１.８%を占め、次いで町営住宅、その他施設の順に多くなっています。その他には廃校になった中学校の校舎等が含まれるため割合が大きくなっています。

建築系公共施設　築年別整備状況

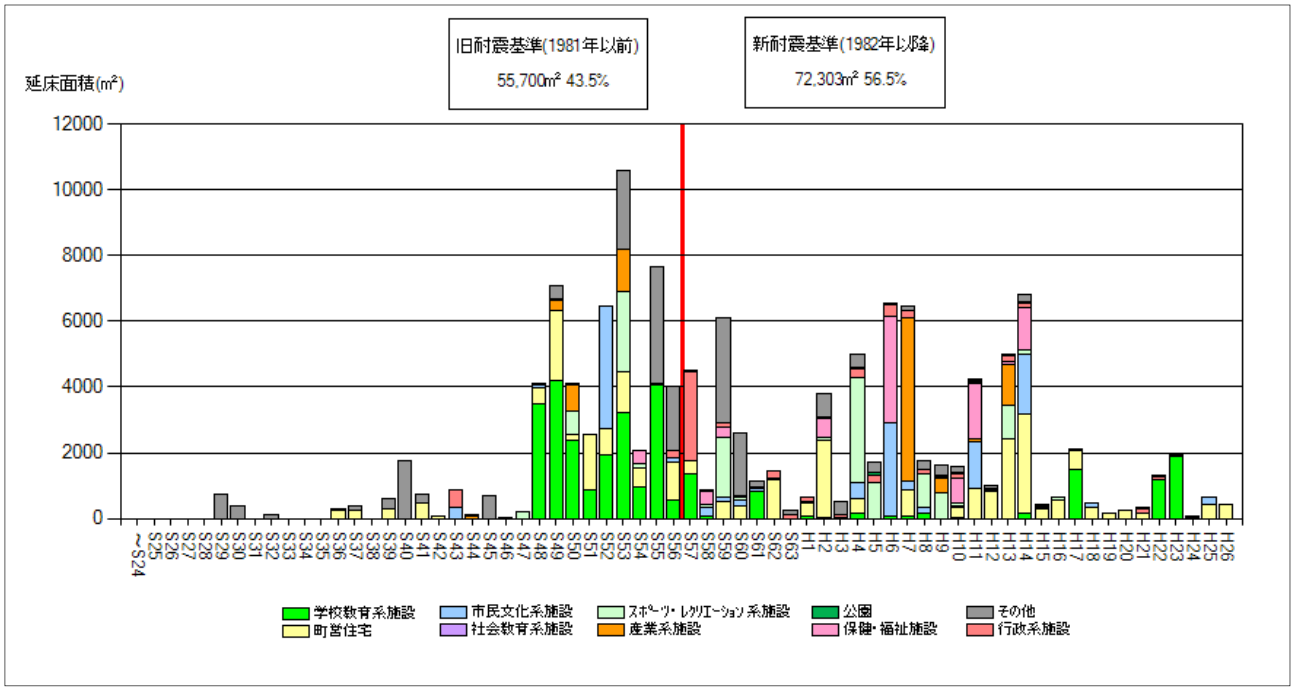

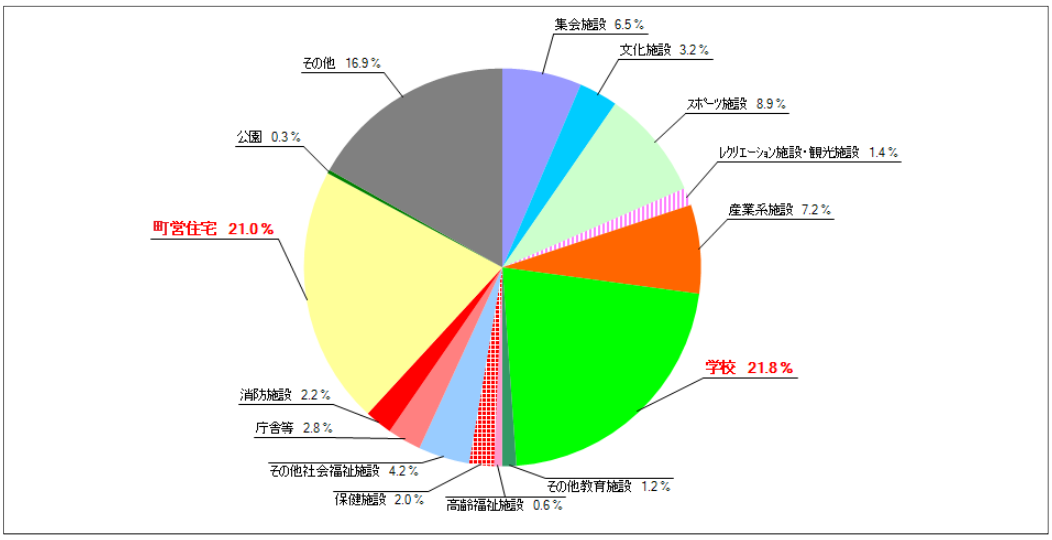

（一般財団法人地域総合整備財団　公共施設等更新費用試算ソフトより算定）

将来の更新費用の見通し

建築系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後４０年間で１，１７０．０億円（年平均２９．２億円）かかることが分かりました。

直近５カ年の公共施設にかかる投資的経費は年平均約１０．８億円ですので、毎年１８．４億円不足することが予想されます。

公共施設全体の更新費用

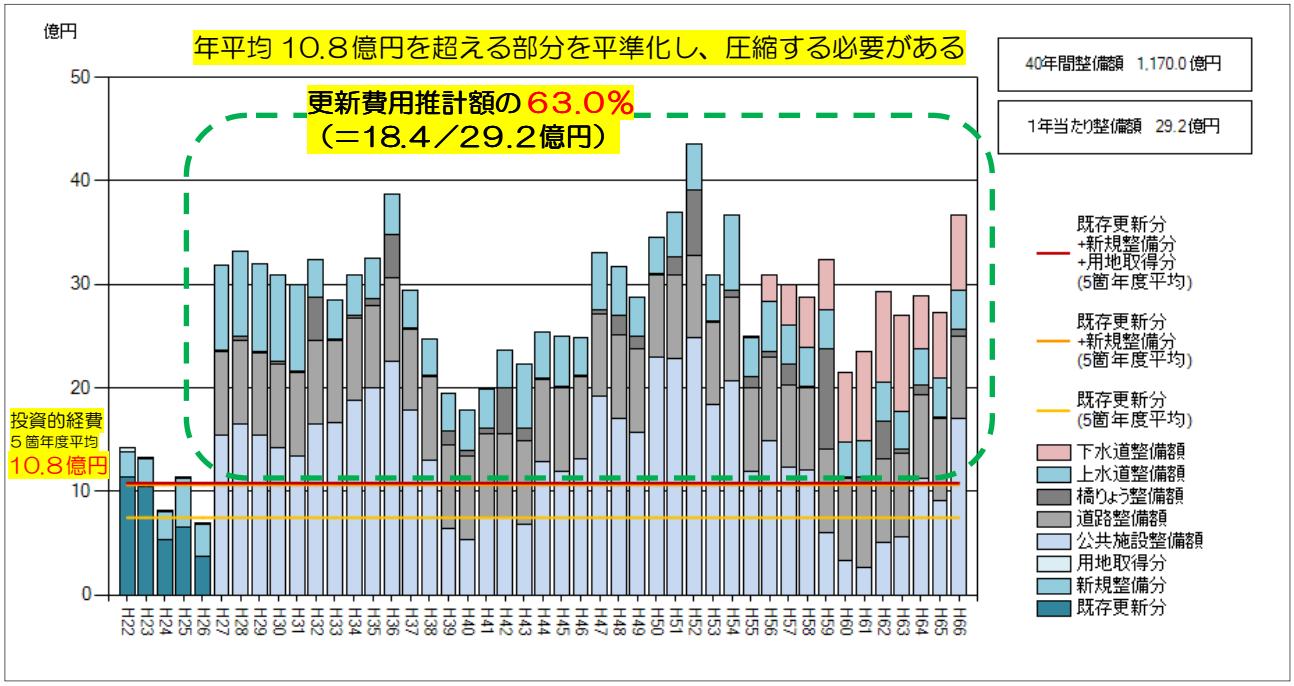

（一般財団法人地域総合整備財団　公共施設等更新費用試算ソフトにて算定）

公共施設とインフラ全体の投資的経費

		建築系	土木系	企業会計	合計
更新費用（40年間平均）		13．6億円	9．3億円	6．3億円	29．2億円
投資的経費	5カ年平均	4．9億円	2．1億円	3．8億円	10．8億円
不足分	5カ年平均	8．7億円	7．2億円	2．5億円	18．4億円

計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成２７年度（２０１５年度）から平成６６年度（２０５４年度）までの４０年間の将来推計に基づき策定しました。計画期間については、平成２９年度から平成３８年度までの１０年間を計画期間とします。また、５年毎に見直しを行い、１０年毎に必要に応じて計画の改訂を行っていきます。

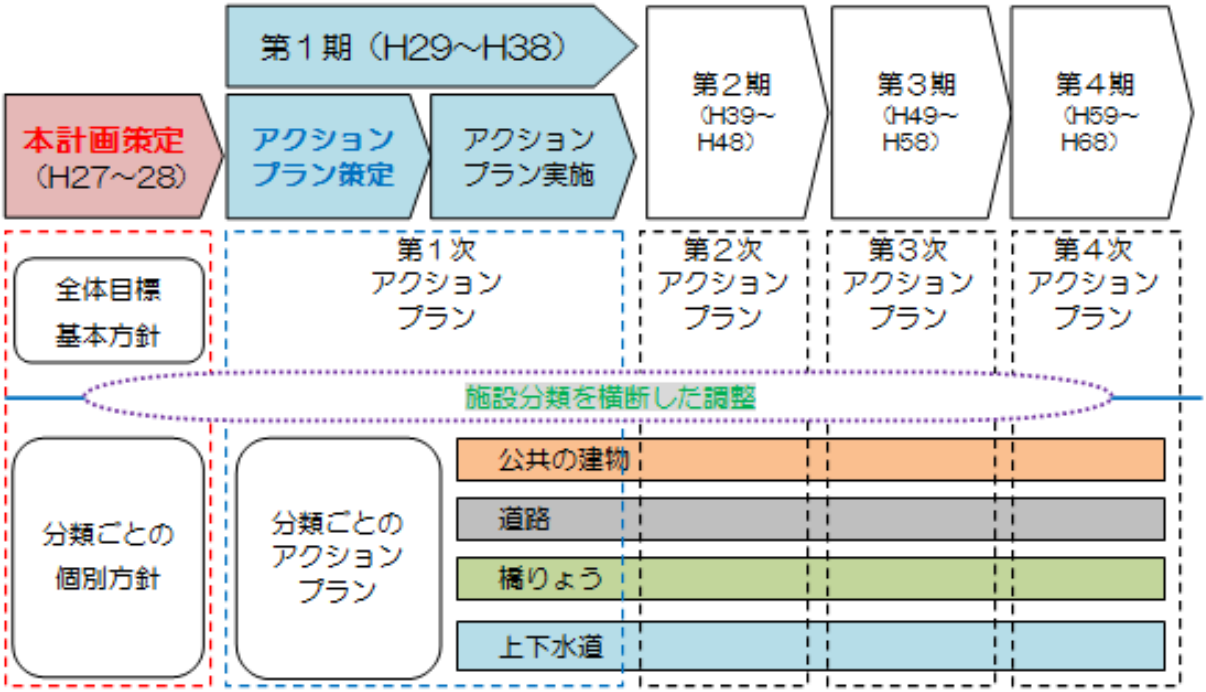

計画の進行管理、マネジメント

計画については、所管課等において進行管理・マネジメントを行います。１０年間の期ごとにローリングするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行います。また、公共施設等の状況を毎年把握し、固定資産台帳管理システムを使用し、施設カルテを作成することで施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。施設情報の一元管理においては、固定資産台帳管理システムを活用し、関係課等との共有化を図ります。また以下の内容についても取り組むこととします。

① 財政との連携

効果的、効率的なマネジメントを実施していくために、財政部局との連携を図ります。

② 町民・議会との協働

町民・議会と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。作成した計画については、ホームページ等で町民に公表し、意見を反映できるよう積極的に取り組みます。

③ 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組めるよう、職員への啓発を推進します。

公共施設等の管理に関する基本方針

全体の目標

公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、以下の全体目標を設定します。公共施設（建築系施設）とインフラ系（土木系施設、企業会計施設）に大別し、公共施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

建築系公共施設の目標

（1）必要性を検証する

・公共施設ごとに、施設の目的や位置付けなどを確認し、今後も町がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証します。

（2）機能性の向上を検討する

・施設の整備や配置を進めていくにあたり、行政分野の枠を超えた行政サービス（ワンストップサービス等）や、バリアフリー・ユニバーサルデザインについて検討します。

（3）公平性を確保する

・施設の利用状況や配置状況などを基に、利用機会の公平性を確保しながら、使用料等の見直しを行います。

（4）新規整備は必要最小限に抑える

・長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は極力控えます。

・新規整備が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果、人口比率の変化を考慮し施設の規模などを検討します。

（5）施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する

・施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。

・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を検討します。

（６）施設総量（総床面積）を縮減する

・用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討します。

・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討します。

（７）施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

・ＰＰＰ／ＰＦＩなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

（８）更新費用を圧縮する

・公共施設等の更新費用推計結果により、今後 40 年間で年平均 29.2 億円の更新費用が発生する結果が出ています。（１）～（７）の取組みを実施し、更新費用を圧縮するとともに、更新・改修等の財政投資を計画的に行います。投資を行う際には、町にとって有利な財源確保を積極的に行います。

インフラ系公共施設の目標

（１）現状の投資額（一般財源）を維持する

・現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

（２）ライフサイクルコストを縮減する

・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。

・ＰＰＰ／ＰＦＩなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

公共施設等の維持管理方針

（1）点検・診断等の実施方針

- 建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- 個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に点検を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取り組みを進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- 更新・改修については、（6）統合や廃止の推進方針と整合性を図り実施します。

（3）安全確保の実施方針

- 危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

（4）耐震化の実施方針

- 公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。計画の対象にない、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととします。

（5）長寿命化の実施方針

- 建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。

・築 30 年で大規模改修工事を実施した場合、建替え周期を 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用することを検討します。

（6）統合や廃止の推進方針

・老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、議会や町民に状況を十分に説明した上で、廃止・解体を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。

・町民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途変更することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。また、有償での売却や貸付けを行うなど、財源確保の手段としても有効に活用します。

・施設の性能（老朽化度、機能性）や活用度（利用状況、コスト状況）によって施設を診断し、「維持保全しながら継続使用」、「性能が劣る部分を改修し使用」、「施設用途の変更を検討」、「施設の必要性・あり方の見直しを検討」の４つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合や機能廃止等の判断材料とします。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
維持保全しながら継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
性能が劣る部分を改修し使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
施設用途の変更を検討	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
必要性・あり方の見直しを検討	・施設廃止後の建物は、原則解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

（7）インフラ系公共施設の維持管理方針

- 道路、橋りょう、上下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- 維持管理方針、管理水準については、施設の状況、財政状況等に応じ、適宜見直しを行います。
- 定期的な点検により劣化状況等の把握を行い、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。
- 点検結果に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定します。

施設類型ごとの基本方針

Ⅰ．建築系公共施設　維持管理の基本方針

（１）施設数に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更等を検討します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、町の財政状況及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。

施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸付、解体等について検討します。

（２）施設保全に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

（３）コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

Ⅱ．土木系公共施設　維持管理の基本方針

１．道路

道路については、本町が管理する道路を対象として、過去に実施された路面性状調査や補修履歴及び要望等の資料を用いて、道路舗装の劣化度合いを評価し、道路舗装の現状や地域特性等を分析するとともに、長期的な視点において合理的な維持管理業務を実現するための「あさぎり町舗装維持管理計画」を平成２８年３月に策定しています。道路舗装の維持管理業務を長期的視点により捉え、サービス水準の維持と維持管理コストの最小化、舗装の維持管理を効率的に行っていきます。

以下「あさぎり町舗装維持管理計画」を引用要約

- 原則として、１級２級路線を中心に舗装補修を実施し、その他路線は日常メンテナンスや局所的対応等を実施し、補修予算に余剰が生じた際に、その他路線を大規模に補修します。
- ２０m毎に分析した補修計画をベースとし、５か年の短期補修計画にて要補修箇所として抽出された区間の優先順位に応じて補修を実施していきます。
- 路面の損傷状態や補修履歴情報、町民からの要望対応履歴等を継続的にデータ管理していきます。
- 予防保全等の効率的な補修方法を継続的に検討していきます。

２．橋りょう

橋りょうについては、平成２１年度から計画的に定期点検を実施しており、平成２２年であさぎり町が管理する橋りょう全２８０橋の点検を終え、「あさぎり町橋梁長寿命化修繕計画」を平成２５年２月に策定しました。

損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う予防保全型の管理へ転換することにより、橋りょうの長寿命化を図るとともに、維持管理コスト縮減を図ります。また、橋りょう点検（近接目視）を定期的に実施し、必要に応じて長寿命化修繕計画の見直しも行います。

３．農道・林道

農道・林道については、過去に実施された路面性状調査や補修履歴及び要望等の資料を用いて、道路舗装の劣化度合いを評価し、道路舗装の維持管理業務を長期的視点により捉え、サービス水準の維持と維持管理コストの最小化、舗装の維持管理を効率的に行っていきます。

Ⅲ．企業会計施設　維持管理の基本方針

１．上水道施設

上水道は、平成２５年に策定した「あさぎり町水道施設整備基本計画」を基に、「あさぎり町水道施設整備実施計画」を平成２７年に策定しました。老朽化した免田地区の配水管の再構築および配水区域の拡張、ならびに維持管理費が高額であり、手間もかかる簡易水道の浄水場への対策を目的とした上水道との施設統合について検証しています。

以下「あさぎり町水道施設整備実施計画」を引用要約

- 免田地区は現在の本管・枝管による配水形態からブロック化・ループ化による配水形態へと再構築します。これによって、基幹管路を国道に布設する必要がなくなるだけでなく、仮に管路の破損等による断水が発生した場合においても断水範囲を最小限に食い止めることが可能となります。
- 簡易水道の維持管理性の向上を図るため、上水道から簡易水道の既設配水池へ上水を送水する、もしくは新規水源を活用し、浄水処理工程をローコストの方法に転換することで、現状の多大な維持管理コストを削減します。

２．下水道施設

下水道は、平成５年から整備が始まった比較的新しい施設のため、現時点では大きな修繕等は発生していないのが現状です。しかし、今後ますます人口が減少し、使用料収入も減少すると推測されるため、投資可能な予算制約のもと、増大する改築需要に対応すべく、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメント手法の導入が必要かつ重要となってきます。

このような背景から、平成２８年４月１日に創設された「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づく「あさぎり町ストックマネジメント基本計画（管路・マンホールポンプ施設）」を策定します。

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模及び発生確率を検討します。また、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、実行していきます。